

払戻金制度に関する事項

紹介手数料の返還

1. 採用者が甲に入社後 3 ヶ月以内に、自己都合により退職、または採用者の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

〈人材紹介手数料の場合〉

- ・入社後 1 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 80%
- ・入社後 3 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 50%

〈特定技能人材紹介手数料の場合〉

- ・入社後 3 ヶ月以内に退職した時：紹介手数料の 50%

2. 紹介手数料の返還は採用者が退職した日より 1 ヶ月以内に返還するものとする。
3. 当該採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。
4. 採用者に対する労働条件が、本件雇用契約と著しく異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇、本契約第 11 条に規定する不可抗力による退職の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。